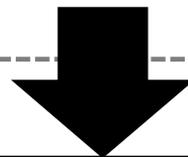


雑がみ回収における対象外のもの（平成27年4月1日～）

- ・新聞紙
 - ・折り込みチラシ
 - ・雑誌
 - ・紙パック
 - ・ダンボール（紙と紙とのすき間が波状になっているもの）
 - ・事業所から出る雑がみ
 - ・シュレッダー
 - ・冊子（複数ページの印刷物を仮綴じしたもの。雑誌に該当するため）
 - ・ノート（雑誌に該当するため）
- ・防水加工された紙（紙パック，紙皿，紙製のカップ麺容器，紙製のヨーグルト容器，油紙，ロウ紙など）
 - ・カーボン紙，ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）
 - ・圧着はがき（親展はがき）
 - ・感熱紙（ファックス用紙，レシートなど）
 - ・印画紙の写真，インクジェット写真プリント用紙，感光紙（青焼きコピー紙）
 - ・プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙
 - ・金，銀などの金属が箔押しされた紙
 - ・臭いのついた紙（石鹼の個別包装紙，紙製の洗剤容器，線香の紙箱など）
 - ・昇華転写紙（捺染紙，アイロンプリント紙，主に絵柄など布地に加熱してプリントする際に使われる紙）
 - ・感熱性発泡紙（主に点字関係で使用されるもので，熱を加えたところが盛り上がる紙）
 - ・合成紙，ストーンペーパー（プラスチックと鉱物でつくられているので，正確には紙ではない）
 - ・水に濡れた紙，油のついた紙，使い終わったティッシュペーパーやタオルペーパー，食品残さなどでよごれた紙
 - ・その他製紙原料として不適なもの



点線の中のものは
燃やせるごみへ！